

第6号様式別表12及び別表13記載の手引

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
別 表 十 二 1 用途等	この明細書は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項から第4項まで若しくは第58条第2項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載の手引において「平成22年旧法人税法」といいます。）第57条第2項、第3項若しくは第5項若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9又は別表10に併せて提出してください。	この明細書の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表7(1)付表1）に記載したところに準じて記載します。
2 「欠損金等の区分」の欄	欠損金等又は災害損失金の発生した事業年度において第6号様式別表9に記載した欠損金等である場合は「別表9の欠損金等」、第6号様式別表10に記載した災害損失金である場合は「別表10の損失金」に○印を付してください。	
3 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄及び「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄	「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合若しくは同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は平成22年旧法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合若しくは同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合又は平成22年旧法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合に記載します。ただし、法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額並びに平成22年旧法人税法第57条第3項に規定する特定資本関係が同項に規定する5年前の日前に生じている場合における同条第2項に規定する未処理欠損金額及び同条第5項に規定する特定資本関係が同項に規定する5年前の日前に生じている場合における当該法人の欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載を要しません。	
4 「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄	法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第8項において準用する場合を含みます。）又は法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令（以下この記載の手引において「平成22年旧法人税法施行令」といいます。）第112条第8項第1号（同条第10項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額を計算する場合に記載します。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額⑨」の欄及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額⑩」の欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。	

欄 等		記 載 の し か た	留 意 事 項
別 表 十 三	1 用途等	<p>(1) この明細書は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によることとされる法人税法施行令第113条第1項（同条第4項において準用する場合を含みます。）又は平成22年旧法人税法施行令第113条第1項（同条第4項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出してください。</p> <p>(2) 対象法人が法人税法第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは当該被合併法人等の同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付し、対象法人が平成22年旧法人税法第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、平成22年旧法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは当該被合併法人等の同項に規定する特定資本関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付してください。</p>	この明細書の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表7(1)付表2）に記載したところに準じて記載します。
	2 「欠損金等の区分」の欄	<p>欠損金等又は災害損失金の発生した事業年度において第6号様式別表9に記載した欠損金等である場合は「別表9の 欠損金等」に、第6号様式別表10に記載した災害損失金である場合は「別表10の 損失金」に○印を付してください。</p>	

欄	記載のしかた	留意事項
11 「適用年度終了の時における資本金等の額⑩」	平成23年4月1日以後に開始する事業年度において法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人で、連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表7(2)）の28の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表7の2付表4）の6の欄の金額を記載します。	
12 「当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額⑪」	第6号様式別表9の当期控除額の「計」の欄の金額及び第6号様式別表10の当期控除額の「計」の欄の金額を記載します。	
13 「⑩の金額を控除した後の所得⑬」	第6号様式の⑥の欄の金額を「所得金額の計算」の欄により加算若しくは減算した金額から⑩の欄の金額を控除した金額又は第6号様式別表5の⑳⑳の欄の金額から㉕の欄の金額を控除した金額を記載します。	
14 「⑩の金額を控除する前の所得⑭」	第6号様式の⑥の欄の金額を「所得金額の計算」の欄により加算若しくは減算した金額又は第6号様式別表5の⑳⑳の欄の金額を記載します。	
15 「㉔、㉕又は㉖のうち最も少ない金額⑮」	「1 この明細書の用途等」(3)①に掲げる法人が記載し、法人が法人税法第59条第3項又は平成23年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「㉔、」を抹消すること。	
16 「㉔、㉕又は㉖のうち最も少ない金額⑯」	「1 この明細書の用途等」(3)②に掲げる法人が記載し、法人が法人税法第59条第3項又は平成23年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「㉔、」を抹消すること。	